

吐魯番アスターナ出土 「景龍三年十一月南郊赦文」殘片小考

辻 正博

はじめに——文書の概要

小論は、新疆ウイグル自治区の吐魯番アスターナ第341號墓（65TAM341）から出土した赦文殘片について、初歩的な考察を試みるものである。

アスターナ第341號墓は1965年に發掘されたというが、墓そのものについての詳細は未だ詳らかでない。墓から出土した一連の古文書については、1987年に出版された『吐魯番出土文書』第8冊（文物出版社刊。以下、『文書』と略稱）によって初めてその録文が公表され、1996年に『吐魯番出土文書』〔肆〕（中國文物研究所・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歴史系編、文物出版社刊。以下、『圖版』と略稱）が公刊されるに至って、寫眞により文書のすがたを知り得るようになった。

『文書』によれば、この墓から墓誌や隨葬衣物疏は見つからず、それゆえ、墓主や埋葬年次などについては不明である。墓から出土した文書は、以下の11點である（標題・文書番號は『圖版』に據る）。『文書』『圖版』ともに、文書の法量についての記載は無い。

- ①武周・大足元年（701）西州柳中縣籍：65TAM341:28/1~4
- ②唐・景龍三年（709）南郊赦文（以下、「赦文」と略稱。文書番號は後掲）
- ③唐・日支米殘歷：65TAM341:24(b)
- ④唐・開元五年（717）考課牒草：65TAM341:30/1(b)
- ⑤唐・小德辯辭爲被蕃捉去逃回事：65TAM341:30/1(a)
- ⑥唐・開元八年（720）具注曆：65TAM341:27
- ⑦唐・典焦玄素牒爲麥粟帳事：65TAM341:21
- ⑧唐・殘擬判：65TAM341:26(b)

⑨文書残片：65TAM341:29/2

⑩文書残片：65TAM341:29/3(a)

⑪文書残片（開元三年?）：65TAM341:30/2

小論で取り上げる「赦文」は、(A)～(F)の六點の残片から成る。

(A) 65TAM341:22

(B) 65TAM341:23

(C) 65TAM341:24(a)……裏面は文書③

(D) 65TAM341:25

(E) 65TAM341:26(a)……裏面は文書⑧

(F) 65TAM341:29/1

管見の限りにおいて、この「赦文」そのものを取り上げた専論は見当たらない。近年発表された恩赦関連の論考においても、本「赦文」については特に言及されておらず¹、唯一、中村裕一氏が唐代制敕研究の一資料という観点から、著書『唐代制敕研究』（汲古書院、1991年）の中で、本「赦文」の年代比定・残片の排列順序などについて論じられている程度である。

小論は、中村氏の研究成果に觸發されつつ、「赦文」についての卑見を述べようとするものである。

一、「赦文」の年代比定

中村氏は、『文書』に基づき録文を示された上で残欠部分について字句を補い、さらに残片の排列順序について修正案を提示されている。さらに『文書』が「唐・景龍三年（709）南郊赦文」と擬題したのに對し、以下の如き疑義を呈しておられる。

『吐魯番出土文書』第八冊の編者は、右の赦書を兩唐書中宗紀や『唐大詔令集』卷六八所收の「景龍三年南郊赦」より、景龍三年（709）の南郊赦書と斷定するが、『唐大詔令集』所收の景龍三年南郊赦と一致する部分はなく、景龍三年南郊赦とするのは保留した方が妥當である。「景雲」という年號の可能性も十分ある。（前掲著書、871頁）

¹ 禹成敗「試論唐代赦文的變化及其意義」（『北京理工大學學報（社會科學版）』2004年第3期）、魏斌「唐代赦書內容的擴展與大赦職能的變化」（『歷史研究』2006年第4期）など。

もっとも氏はこの見解を、のちに刊行された『唐代公文書研究』（汲古書院、1996年）では

景龍三年南郊赦とするのは保留し、現存する唐代文獻には存在しない、新出の史料とするほうが妥當であろう。（170頁）

と改め、「景龍某年制書」と擬題して録文を紹介しておられる。したがって現時点において氏は、景雲年間の可能性については撤回し、この赦書を景龍年間に出された未知の赦書と考えておられるということであろう。

しかし、以下に示すいくつかの根拠から、本「赦文」はやはり「景龍三年南郊赦」であると結論すべきように思う。

(1) いくつかの手がかり

まず、「赦文」残片に見える文言の中から、年代比定に関係しそうなものを取り上げて検討を加えることにする（行数は、後掲「復原試案」のもの）。

檢校・裏行（第6行）

檢校官の制度は、中宗の神龍元年（705）より始まる²。また、裏行のはじまりは、高宗初年であるが、本官と関わりがなくなるのは、文明元年（684）以後のことである³。

基親（期親）（第28行）

玄宗の諱である「基」の文字が使用されていることから、本「赦文」は玄宗即位以前のもつと判断される。言うまでもなく、「基」は「期」を書き誤ったもので、本来は「期親」に作るべきである。

地稅（第32行）

濱口重國氏によれば⁴、「地稅」の語の初見は、高宗・永隆元年（680）であるという（『册府元龜』卷四九〇、邦計部・蠲復）。また、唐代の赦文における初見例は、神龍元年「中宗即位赦」（『唐大詔令集』卷二、帝王・即位赦）におけるものである。

² 『唐會要』卷六七、員外官。神龍元年五月三日敕、内外員外官及檢校試官、宜令本司長官、量間劇取資歷、請與舊人分判曹事、自外並不在判事之限、其長官副貳官、不在此限。

³ 『唐會要』卷六〇、御史臺上、監察御史。武德初、因隋舊制、置八員。（中略）龍朔元年八月、忻州定襄縣尉王本立爲監察御史。裏行之名始於此。六典又云、裏行始於馬周。未知孰是。初皆帶本官、祿俸於本官請、如未即眞、有故停、即以本官赴選。文明元年、自王賓以後、不復更銜本官、且以裏行爲名、至今不改。

⁴ 濱口重國「唐代の地稅に就いて」（1932年初出。『秦漢隋唐史の研究』下卷、東京大學出版會、1966年所収）。

兵部（第35行）

唐代における尚書兵部の呼稱の変遷は、次の通りである。

武徳元年（618）～龍朔二年（662）：兵部

龍朔二年～咸亨元年（670）：司戎

咸亨元年～文明元年（684）：兵部

光宅元年（684）～神龍元年（705）：夏官

神龍元年～天寶十一載（752）：兵部

天寶十一載～至徳二載（756）：武部

至徳二載～天祐四年（907）：兵部

制書（第59行）

「詔」が「制」と改められたのは、載初元年（689）、則天文字が制定されてから少し後のことである。その後、神龍元年に則天文字は廢されたが、「制」の名稱に變化はなかった⁵。

以上の諸點および本「赦文」に則天文字が使用されていないことから⁶、「赦文」の發布年代は、中宗の神龍元年（705）から玄宗の即位（712）までの間に限定し得る。

(2) 「赦文」發布年代の確定

「復原試案」の第14行に「壇行事官」、第19行に「縁壇場道路」の文言が見えるが、これは本「赦文」が郊祀の際に下されたものであることを物語っている。表1に示すとおり、中宗・神龍初年から玄宗即位前までのあいだに、郊祀は都合四回行われた。

表1 中宗・睿宗代の郊祀

年 月（西暦）	郊祀の内容	出 典
神龍元年9月（705）	親祀昊天上帝・皇地祇于明堂	舊9、典44明堂、册33
景龍3年11月（709）	親祀南郊	舊9、典43郊天、册33
太極元年正月（712）	有事於南郊	典43郊天、典45方丘、册33
延和元年5月（712）	有事於北郊	册33

※略號：舊＝舊唐書、典＝通典、册＝册府元龜。

「復原試案」の第67行、赦文の發布期日を記すべき行の先頭に「景」字が見えることを考え合わせれば、この「赦文」が景龍三年十一月に發布されたものであ

⁵中村裕一『唐代制敕研究』（汲古書院、1991年）36-44頁。

⁶藏中進『則天文字の研究』（翰林書房、1995年）23-25頁。

ることは、もはや動かないであろう。

(3) 文献史料との比較

中村氏は、『唐大詔令集』の景龍三年南郊赦に一致する部分がないことから、本「赦文」を「新出の史料とするほうが妥当」であるとされるが、果たしてそのように考えてよいであろうか。

まず、中村氏が比較の対象とされた文献から、特に関係する部分を以下に示しておきたい。

(a) 『唐大詔令集』卷六八、典禮、南郊「景龍三年南郊赦」（『文苑英華』卷四二五、翰林制詔「拜南郊制」もほぼ同じ）

〔前略〕可大赦天下。繫囚見徒及十惡、咸赦除之。雜犯流人、並放還。京文武官及應禁考使別敕陪位官邊州都督・刺史、諸軍大使副使三品以上、賜爵一等。四品以上、加一級。入三品者、三品減四考、五品減三考、聽入。外文武有官、賜勳一轉。關内諸州、無出今年地稅。令内五品以上、各舉堪任州刺史縣令者。天下大酺三日。（景龍三年十一月二十三日⁷⁾）

(b) 『舊唐書』卷七、中宗紀

〔景龍三年〕十一月乙丑、親祀南郊、皇后登壇亞獻、左僕射舒國公韋巨源爲終獻。大赦天下、見繫囚徒及十惡咸赦除之、雜犯流人並放還。京文武三品已上賜爵一等、四品已下加一階、京官及應襲岳牧入三品五品減考、高年版授、大酺三日。

(c) 『冊府元龜』卷八〇、帝王部・慶賜

〔景龍三年〕十一月乙丑、南郊、大赦、文武官及應集考使・別敕陪位官・邊州都督刺史・諸軍大使副、三品已上賜爵一等、四品以上加一階、應入三品者、三品減四考、五品減三考、聽入、外文武官賜勳一轉、天下大酺三日。

(d) 『冊府元龜』卷八四、帝王部・恩宥

〔景龍〕三年十一月己丑（十一月に己丑の日なし。乙丑の誤りか）、親祀南郊、禮畢、大赦天下。繫囚見徒及十惡、咸赦除之。雜犯流人、並放還。京文武官及應集考使、別敕陪位官、邊州都督・刺史、諸軍大使副、三品已上、賜爵一等、四品已下、加一階、應入三品者、三品減四考、五品減三考、聽入。外文武官、賜勳一轉。舉堪刺。關内諸州、無出今年地稅。令内五品已上、各舉堪使縣令者。天下大酺三日。

上記の史料を比較すると、相互の内容に若干の相違があることに気がつく。恩

⁷⁾景龍三年十一月二十三日は乙亥の日であるから、「二十三」は「十三」の誤りと見るべきであろう。この月の乙丑が十三日である。復元試案では恩赦發布の日を十一月十三日とした。

赦の文言を最も多く記している史料は言うまでもなく (a) であるが、それとて全く遺漏が無いわけではない。たとえば、(b) に見える「高年版授」、すなわち長壽者に對する官職の授與についての言及が、(a) には見られないのである。また、中村氏は『唐大詔令集』に引く南郊赦と本「赦文」に一致する部分がないとされるが、この指摘は當らない。たとえば、「諸軍大使副」（復原試案第5行）、「四考五品減三」（同第7行）など、兩者に共通する文言は存在する。

二、「赦文」の復原試案

本「赦文」が景龍三年十一月南郊赦であるとして、次に「赦文」の復原を試みたいと思う。

『文書』『圖版』はともに、六つの残片を

[I] = (D)、[II] = (E)、[III] = (A)、[IV] = (F)(B)(C)

の四グループに分け、[I] → [IV] の順に排列して釋文を示しているが、この排列順序について、中村氏は前掲著書において次のような修正案を提示されている。

原文書は(27)行目と(28)行目の連続から考えて、一行一五字程度であったと推定されるから、原文書の(27)行目の前には「已前。大辟罪已下。罪無輕重。已發覺」の句が位置し、原文書の(26)行目のあとの「中缺」部分に「可大赦天下。自景龍□年□月□日味爽」の句があったと推測される。右の文書において、(1)行目から(14)行目の句と、(15)行目から(26)行目の句は脱落があって、意味は判然としませんが、ともに大赦にともなう恩惠的措施を述べた部分である。大赦や德音は前段に大赦や德音の總論が、古典を引用して格調高く述べられ、「可大赦天下」の語のように大赦を宣言したのちに、それらにともなう恩惠的措施を述べるものであって、大赦を宣言する前に、恩惠的措施を羅列するのは大赦や德音の体例と合致するものでなく、(1)から(15)行目、(16)～(26)行目の部分は、本來は(43)行目の部分に位置していたと推定すべきであり、復元の順序を誤っている。（『唐代制敕研究』872頁。下線は引用者。）

氏によれば、正しい排列順序は、

[III] → [I] → [II] → [IV]

であるという。妥當な結論であり、小論もこれに従いたい。『圖版』所載の「赦文」残片の寫眞を、ほぼ同じスケールに補正して配置を試みたものを示しておく(圖1)。

次に、「赦文」の「復原試案」を提示してみたい。唐代の赦書には常套的に用いられる言い回しがいくつかある。本「赦文」には殘缺箇所が多いため、一讀して意味の通る部分は多くないけれども、缺落部分の語句を類推によって補うことにより、内容をある程度理解することが可能となる。古文書復原の正攻法とは言い難いが、中村氏の録文を補う試みとして以下に示しておきたい。試案のうち、□内の文字は殘書から推定したもの、[]内の文字は缺落部分を文獻史料から類推して補ったものである。本「赦文」は一行あたり十四～十八字で書かれていたと推測されるので、復原案の第5行・第14行・第16行・第53～55行の補字には問題があると思う。

《復原試案》

[……可大赦天下自景龍三年]

[十一月十三日昧爽已前大辟罪已下已發覺]

…………… (前缺) ……………

- 01 未發覺已 [結正未結正繫囚見徒罪無輕重常] (18字)
 - 02 赦不免者咸 [赦除之……]
 - 03 改稍近處雜 [犯流人並放還京文武官及應集] (18字)
 - 04 考使并集岳 [牧……別敕陪位官邊州都督刺史]
 - 05 諸軍大使副 [使三品以上賜爵一等四品以上加一級] (21字)
 - 06 檢校裏行囚 [供奉…… 入三品者三品減]
 - 07 四考五品減三 [考聽入……]
 - 08 等并外文武 [官賜勳一轉……]
 - 09 以上者放選 [
 - 10 已滿十年者 [
 - 11 蔭人任者准 [
 - 12 番者並不須 [……擧]
 - 13 腰擧人考滿 [……昇]
 - 14 壇行事官 [三品以上賜爵一級四品以下加一階] 行從文武官一品 (19字+7字)
 - 15 三百段二品賜 [物○○段三品賜物○○段四品]
 - 16 五品賜物六田 [疋六品七品賜物四十疋八品九品賜物二十段] (25字)
- …………… (中缺) ……………

[……京]

- 17 城留守亦准此 [
- 18 分減一其大 [
- 19 緣壇場道路 [刺史上佐縣令准例仍與中]

- 20 上考齋郎 [
- 21 録名聞奏壇 [
- 22 年勞簡日優 [量……]
- 23 起家充者入 [
- 24 別敕充壇下 [
- 25 賜勳一級已出 [
- 26 陪位人賜勳一 [級……]
- 27 級勳先有郡 [
- 28 迴授基親當 [
- 29 署見當上番□ [
- 30 日優量其量 [
- …………… (中缺) ……………
- 31] 師等遞加關
- 32 [……關内諸州無出今] 年應徵地稅
- 33] 長官速加賑給
- 34] □州且停征鎮
- 35] 久者宜令兵
- 36 [部……] 縣存恤勸課
- 37] 人侵欺其諸
- 38] 准格處分
- 39] 聽首申所
- 40 [由……] 田宅家各
- 41] □修葺使
- 42] 者聽自首
- …………… (中缺) ……………
- 43] 所徵逃人四□伍保租調
- 44 [……景] 龍二年□前諸色勾徵並宜
- 45] 者委□□便即分明勘會
- 46] □□ [] 職州牧縣宰
- 47] 有沉晦影高
- 48] 外文武官五品
- 49] □人其有抱德
- 50 [……亡] 官失級量
- 51 [鰥寡孤獨篤疾等不能存] 立者量加賑 (15字)

- 52 [……侍老] □量賜酒麵
- 53 [老人年百歳已上者版授下州刺史婦人版] 授郡君賜粟 (22字)
- 54 [五石綿帛五段九十已上者版授上州] 司馬婦人版授 (21字)
- 55 [縣君賜粟三石綿帛三段八十以上版授縣令婦人版授鄉君賜粟兩石帛兩段] ……
□義倉及□
- 56 [義夫節婦孝子順孫旌表] 門閭終身 (14字)
- 57 [勿事自古明王聖帝……名] □大川並令州
- 58 [縣長吏擇日致祭……] 宜免一年差
…………… (中缺) ……………
- 59 科制書有所 [未該者所司比類奏聞] (14字)
- 60 亡命山澤 [挾藏軍器百日不首罪復如初] (16字)
- 61 敢以赦前 [事相告者以其罪罪之率土之] (16字)
- 62 内賜酺三 [日……]
- 63 於村坊驩 [……] 赦書日行五
- 64 百里布告 [遐邇咸使知聞主者施行]
- 65 景□ [三年十一月十三日]
- 66 光祿大因 [守中書令 臣 (姓名) 宣]
- 67 朝議大夫 [行中書侍郎 臣 (姓名) 奉]
…………… (後缺) ……………
[具官封中書舍人 臣 (姓名) 行]

三、「赦文」 割記

(1) 「結正」

劉俊文氏によれば、「結正」すなわち裁判が結審することを、宋代以前では「結竟」といい、宋になって翼祖(太祖の祖父、趙敬)の諱を避けて、「結正」に改めたという⁸。劉氏はこれによって、P.2696「中和五年三月十四日車駕還京大赦制殘卷」の書寫時期を、北宋初年と推定されている。

しかし、唐以前の赦文でも「結正」の語を使用されていることは、たとえば、『文館詞林』(弘仁鈔本⁹による)巻六七〇、詔、赦宥、梁武帝降寬大詔一首(徐勉撰。天

⁸ 『敦煌吐魯番唐代法制文書考釋』(中華書局、1989年)425-6頁。『宋刑統』巻三〇、徒以上呼囚告家屬罪名の「結正」の語の注に「犯翼祖廟諱改爲正、下同」とあるのに據った判断であるが、これは「律疏」から「刑統」にテキストを繼承する際に、避諱により文字を改めたことを注記したものと解すべきであろう。

⁹ この鈔本は、嵯峨天皇の弘仁十四年(823)、冷泉院の架藏本となさんがため、恐らく救命によ

監九年（510）に

門下。（中略）凡劫賊未擒、及結正餘口未擒者、悉聽詣所在自首、還復人伍。

とあり、同じく卷六六九、隋煬帝平遼東大赦詔一首（大業八年（612））に

門下。（中略）可大赦天下。自大業八年四月十六日昧爽以前、大辟罪以下、已發覺未發覺、已結正未結正、繫囚見徒、罪無輕重、皆赦除之。

とあることから明白である。P.2696の書寫年代はやはり、唐末（恐らくは中和五年）とするのが妥当であろう。本「赦文」の復原において、「結正」と補字したのも同じ理由からである。

(2) 「改稍近處」

これは、量移の実施を命ずる文言である。量移とは、左降官（左遷された官人）や流人を都に近い場所に移動させる措置を言う。典籍史料に見える恩赦における量移の初見例は、次のものである。

〔開元三年（715）〕十二月、制¹⁰、「有司所奏、往幸鳳泉所過之縣、流以上囚、奏聽進止者、凡稱原減、頗詳故事、罪至死刑、寬其大戮。……其犯斯刑者、宜決一百、配流遠惡處。其犯杖配流者、宜免杖、依前配流。已決及流三千里者、節級稍移近處。二千五百里以下、並宜配徒以殿」。〔臣欽若等曰、殿謂自遠而近也。〕（『冊府元龜』卷八五、帝王部、赦宥）

従来はこの史料に基づいて、量移の措置が恩赦中に盛り込まれたのは開元三年が最初とされてきた¹¹けれども、本「赦文」によってそれを中宗の景龍年間にまで遡らせ得ることが明らかとなったのである。

(3) 制書の寫しとしての「赦文」

言うまでもなく、本「赦文」は都の長安から傳達されてきた「制書」の寫しである。通常、制書は以下の過程を経て西州まで送られてくる。

中書省で草案→門下省で覆審→皇帝の御畫（「可」）→尚書都省を經由して尚書刑部へ（符を作成）→尚書都省で寫しを作り全國の州に頒布→西州へ

り校書殿において鈔寫されたものであろうと考えられている。阿部隆一「文館詞林考」（『影弘仁本文館詞林』古典研究會、1969年所収）562頁。

¹⁰通行本（崇禎年間刊本）に「制」字は無い。京都大學人文科學研究所藏嘉靖年間鈔本により補った。

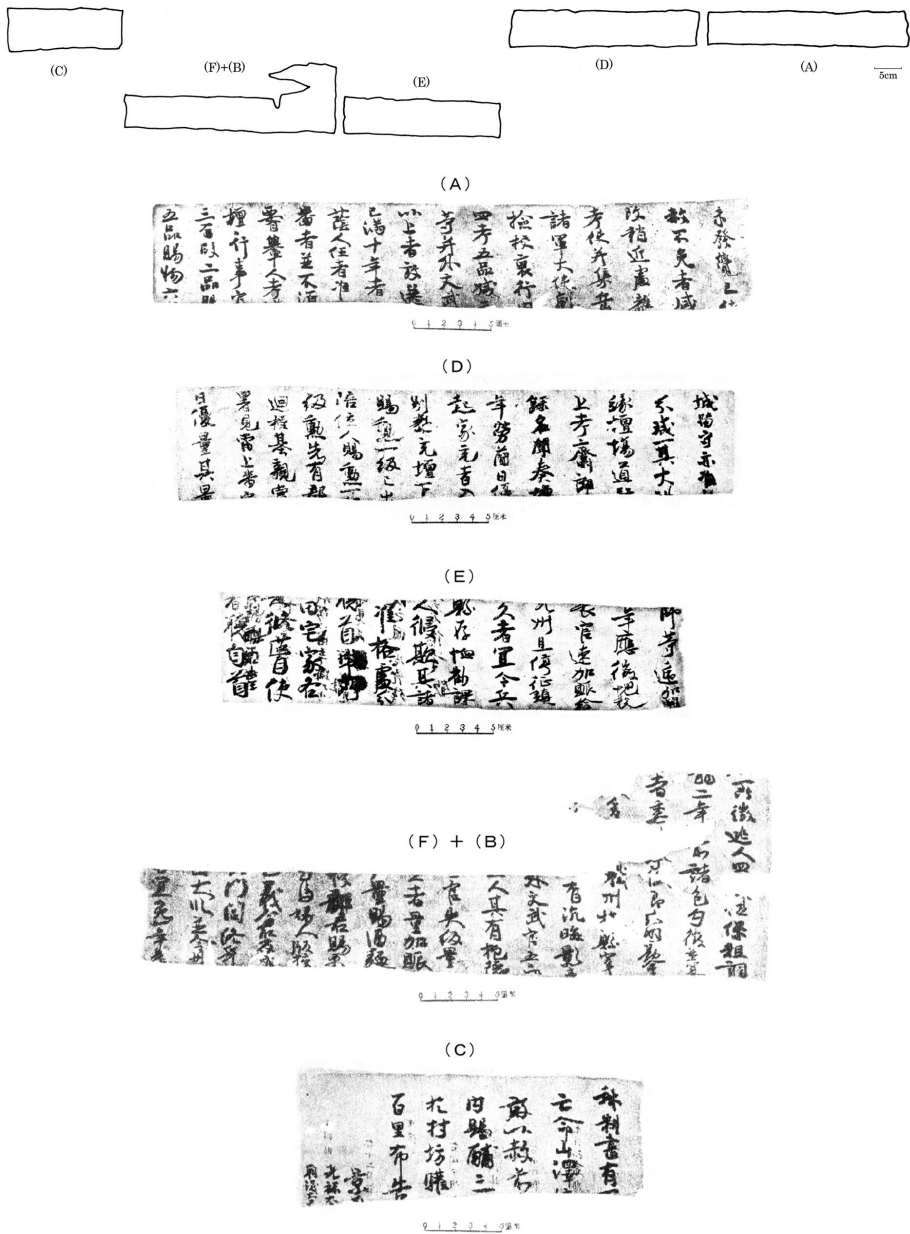
¹¹島善高「唐代量移考」（『東洋法史の探求——島田正郎博士頌壽記念論集』汲古書院、1987年所収）215-216頁、および拙稿「唐代流刑考」（梅原郁編『中國近世の法制と社會』京都大學人文科學研究所、1992年所収）98-99頁。

西州でさらに寫しが作られて管下の各縣へ傳達され、縣からは各里に伝えられる。本「赦文」が西州で作られた寫しか、あるいは高昌縣にて作成された寫しかは判断しがたい。ただ、「赦文」殘片のうち、紙背に文字のあるものが二點あり（唐・日支米殘歴、唐・殘擬判）、それらは相互に關連のない官文書である。したがって、本「赦文」は、保存期限がすぎて用済みになってのち、官府で反故紙として紙背が再利用され、さらにそれが墓葬用に用いられたものと推測される。

おわりに

以上、吐魯番アスターナ第 341 號墓から出土した赦文殘片について、初歩的な考察を試みてきた。その結果、發表當初この殘片に與えられた標題「景龍三年南郊赦文」で問題はないものの、殘片の排列順序は中村氏が指摘されたような訂正が必要であること、『唐大詔令集』等に收められた景龍三年南郊赦の文章と比較するとその内容にかなり違いがあること、傳世の文獻史料相互にも記録された恩赦の内容に異同があること、唐代の量移の記事としてはこの史料が嚆矢であること等を明らかにすることができた。未だ實見の機會を得ないのは残念であるが、いずれ他日を期したい。

圖1 「景龍三年十一月南郊赦文」残片の排列圖と各残片の寫眞



(上掲の寫眞はすべて、『吐魯番出土文書』〔肆〕(文物出版社、1996年)所掲の圖版をほぼ同一縮尺に揃えて轉載したものである。)